

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成 22 年度）

施策番号 140 番	
具体的施策	温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比 25%削減する目標の達成に向けた新たな国民運動であるチャレンジ 25 キャンペーンの中で、オフィスや家庭などにおける CO2 削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民の皆様に呼び掛けていく。
担当省庁等	環境省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	特別会計に関する法律第 85 条第 3 項 地球温暖化対策の推進に関する法律第 3 条第 3 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の工程表〕 ・地球温暖化防止のための国民運動「チャレンジ 25 キャンペーン」の認知度向上及び国民の「チャレンジ 25 宣言」への参加を促進。 ・温室効果ガス排出量 25%削減への理解、賛同の拡大を図る。 〔参考指標〕 企業・団体チャレンジャー・個人チャレンジャーへの参加数、チャレンジ 25 キャンペーンサイトへのアクセス数、地球温暖化防止の意識調査
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・チャレンジ 25 キャンペーンへの賛同者を増やし、国民や企業などの地球温暖化防止の意識向上を図るため、施策ごとに実施効果を検証し、より多くのターゲットに地球温暖化防止について関心を持ってもらえるような普及・啓発活動を展開した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・チャレンジ 25 キャンペーンへの賛同者を募り、より一層の温暖化対策を図るため、個人・企業をターゲットに様々な普及・啓発企画を展開し、平成 23 年 3 月末現在で約 80 万人の個人チャレンジャーを獲得することができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・同キャンペーンが 2010 年 1 月に開始されてから、短期間でこれだけ多くの賛同者を募ることができたことについては、今後事業を展開する上で一つの指標となる。 3. 上記以外の評価 ・チャレンジ 25 キャンペーンの認知度の上昇、国民の地球温暖化防止の意識向上を図ることができた。
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 23 年度も効果的なキャンペーンを展開していくため、実施する施策一つ一つについて、その都度見直しを行い、より費用対効果の高い事業展開を図っていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 140 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 141 番	
具体的施策	身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し、正確に分かりやすく提供するとともに、人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進します。
担当省庁等	環境省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第17条第4項、第5項
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的で分かりにくい化学物質に関する情報を分かりやすく整理して簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を作成（追加・更新）する。 ・ 身近な化学物質に関する疑問に対応する「化学物質アドバイザー」の育成・派遣を実施する。
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「化学物質ファクトシート」については、既に掲載していた303物質について最新の情報に更新するとともに、新たに40物質の情報を追加した。 ・ 平成20年度に化学物質アドバイザーを増員したことを受け、その能力の維持・向上を図るため、化学物質アドバイザーに対する研修を行い、アドバイザーアドバイザーとしての質を確保した。また、化学物質アドバイザーの派遣を引き続き実施し（平成21年度：41回派遣）、リスクコミュニケーションの推進を図った。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程表の具体的施策である①「化学物質ファクトシート」追加・更新及び②身近な化学物質に関する疑問に対応する「化学物質アドバイザー」の育成・派遣をすべて実施した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度に開催した「化学物質アドバイザー」に関する勉強会等の講習会への参加者数（平成22年度は89人）は毎年増加傾向にある（平成21年度の大講習会を除く）。 3. 上記以外の評価
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	引き続き、専門的で分かりにくい化学物質に関する情報を分かりやすく整理して簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を作成（追加・更新）するとともに、身近な化学物質に関する疑問に対応する「化学物質アドバイザー」の育成・派遣を実施していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 141 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 142 番	
具体的施策	カーボンフットプリントの仕組みを、関係省庁が連携し、国際的整合性に配慮した上で、構築します。また、温室効果ガスの排出量や削減の「見える化」について、消費者が理解しやすく、生産者等が取り組みやすい方法を検討しています。
担当省庁等	農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	農林水産省環境バイオマス政策課、経済産業省産業技術環境局環境ユニット環境調和産業推進室、国土交通省総合政策局環境政策課、環境省地球温暖化対策課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく排出抑制等指針（2008 年 12 月 12 日）
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 <ul style="list-style-type: none"> ・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルまでに発生する温室効果ガス排出量を CO2 に換算し表示するカーボンフットプリントの仕組みを構築する。 〔参考指標〕 仕組み構築の進捗状況（国内試行事業におけるルールの変更・整備等） <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量や削減の「見える化」について、消費者が理解しやすく、生産者等が取り組みやすい方法を検討する。 〔参考指標〕 検討の進捗状況、消費者・生産者等からの意見聴取
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンフットプリントに対する理解促進を図る事を目的に、小・中・高校生、一般消費者を対象とした授業やイベントを 11 件実施。また、環境教育の一環で消費者や、小・中・高校生に対して指導等が出来るリーダーの育成を目的としたイベントを 2 件実施。 ・上記のイベント等を実施することでカーボンフットプリントの仕組みの構築を進めることが出来た。 【御参考】PCR（商品種別算定基準）策定基準を 50 件認定。また、PCR を基にマークの許諾が認められた商品数は 237 件。 （3 月 14 日時点）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・カーボンフットプリントの仕組みの構築を、生産者等に取り組みやすく、消費者の受容性を調査した上で実施することで工程表に従った取組を実施することが出来た。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度はカーボンフットプリントに関する説明会を実施する程度であったが、更に制度の理解・促進を進めるため、ワークショップの開催や人材育成を目的としたイベントなどを実施。 3. 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度から実施しているカーボンフットプリント制度試行事業において、導入支援や、ルールの整備等を実施することで PCR 認定件数やマーク許諾製品数は着実に増加している。

今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・これまでの試行事業の成果を踏まえ、仕組みの構築と理解促進に努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 142 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 143 番	
具体的施策	<p>3 Rについて、以下のとおり、その推進を図ります。</p> <p>① 「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、3 R行動の実践を呼びかけます。</p> <p>② 「3 R推進全国大会」を開催し、参加者一人ひとりが自らのライフスタイルを見直す機会を提供します。</p> <p>③ 「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、廃棄物の発生抑制に優先的に取り組みます。</p>
担当省庁等	経済産業省、環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省産業技術環境局環境ユニットリサイクル推進課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <p>・ 10 月の 3 R 推進月間に「環境にやさしい買い物キャンペーン」を都道府県、流通事業者等へ呼びかけ、実施する。また、11 月 2 日（火）から 7 日（日）にかけて「3 R 推進全国大会」を佐賀県佐賀市で実施する。11 月 2 日（火）には、「3 R 推進全国大会」記念式典において、循環型社会形成推進功労者表彰や 3 R 促進ポスターコンクールの受賞者に対する表彰を実施する。</p> <p>〔参考指標〕</p> <p>「環境にやさしい買い物キャンペーン」の参加都道府県数、流通業者等の数、3 R 促進ポスターコンクールへの応募数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・ 10 月の 3 R 推進月間に「環境にやさしい買い物キャンペーン」を都道府県、流通事業者等へ呼びかけ、実施した。また、11 月 2 日（火）から 7 日（日）にかけて「3 R 推進全国大会」を佐賀県佐賀市で実施した。11 月 2 日（火）には、「3 R 推進全国大会」記念式典において、循環型社会形成推進功労者表彰や 3 R 促進ポスターコンクールの受賞者に対する表彰を実施した。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>・ 10 月の 3 R 推進月間に実施した「環境にやさしい買い物キャンペーン」には 46 都道府県、51 社（45,370 店舗）の流通業者等が参加した。</p> <p>・ 3 R 促進ポスターコンクールには 8,931 点の応募があった。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>—</p> <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・ これまでの取組を踏まえ、国民、関係主体の 3 R 行動が高度化するよう新たな施策と組み合わせ、継続的に実施する。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 143 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 144 番	
具体的施策	ウェブマガジン「リ・スタイル (Re-Style)」を定期的に発行し、ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するために日常生活においてできることなどについて分かりやすく情報提供することにより、3Rに係る普及啓発を図ります。
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・著名人によるインタビュー、環境イベントの取材や日常生活においてできることを題材としたコラム等「リ・スタイル」において情報を更新するとともに、メールニュースを配信する等3Rに係る普及啓発を図る。 〔参考指標〕 「リ・スタイル」の更新回数、配信登録数、アクセス数
平成22年度の具体的施策の実施状況	・著名人によるインタビュー、環境イベントの取材や日常生活においてできることを題材としたコラム等「リ・スタイル」において情報の更新、メールニュースの配信等3Rに係る普及啓発図った。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・著名人によるインタビュー、コラム等「リ・スタイル」の情報をこれまでに26回発信した。 ・月に2回程度約5,000人にメールニュースを配信した。 ・月に約17,000のアクセスがあった。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 144 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 145 番	
具体的施策	各種リサイクル法の普及啓発のため、ポスターやパンフレット等を作成し、一般国民・関係機関に配布します。
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	容器包装リサイクル法第5条第4項、家電リサイクル法第7条第3項、建設リサイクル法第7条第2項、食品リサイクル法第5条第3項、自動車リサイクル法第6条第3項
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・各種リサイクル法の普及啓発に取り組む。 〔参考指標〕 説明会等の開催場所・実施回数・頻度、時期、参加者数、パンフレットの配布数、HPへの掲載
平成22年度の具体的施策の実施状況	・各種リサイクル制度に対する理解を深めるため、法の普及、周知を行った。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・不要となったテレビの適正排出を呼び掛けるパンフレットの作成、容器包装廃棄物排出抑制の普及啓発用小冊子の改訂等、一部リサイクル法についてパンフレットのリニューアルを行った。また、パンフレットの配布やHPへの掲載により、継続的に普及啓発を行った。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・法の普及、周知は継続的に行われている。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、法の普及、周知を継続的に行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 145 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 146 番	
具体的施策	<p>家庭生活から排出される CO2 削減等のエコライフを推進するために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト上で利用できる「環境家計簿」により、各世帯が光熱水量の使用料を家計簿に記録して、CO2 削減状況等をグラフ等で閲覧することができるなど、家庭から CO2 削減等のエコライフに役立つ情報を発信します。 ・さらに、全国の家庭から、エコライフに関する活動の内容や成果を我が家の「eco 宣言☆」として募集し、優れた活動に取り組んだと認められた家庭に対して表彰を行い、その活動を広く全国に発信します。
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規企業・業界団体や自治体への団体登録参加の呼びかけ等を実施 ・より利用しやすいウェブサイトを年度中に再構築 <p>2. 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エコファミリー」に広く参加してもらうため、個人登録の拡大だけでなく、企業等や自治体単位での団体登録を推進し、その構成員や関係者に参加を促す。（工程表 1 つ目の「・」の具体化） ・参加を促し、より一層活発な情報交換の場となるような、ウェブサイトの再構築を図る。（工程表 2 つ目の「・」の具体化） <p>〔参考指標〕 エコファミリーの登録ユーザー数、参加企業・団体数、ウェブサイトのアクセス数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 7 月にウェブサイトの内容について抜本的な改善を行った。具体的には、より継続的に環境家計簿への参加を促す仕組みを構築したり、エコライフ実践のためのカード形式のヒント集（毎日更新）を設置するなど情報提供の更新頻度等を向上させた。さらにエコアイデアを披露したり、投票することができる参加型・双方向のコーナーを設置した。 ・すでに自治体や民間企業（約 800 社・事業所）との連携を図っており、連携企業等において社員への「エコファミリー」への参加・登録の呼びかけ、環境家計簿等の環境教育ツールとしての活用等をしていただけるよう呼びかけを行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトの再構築により、視覚的な改善をはじめ、利用者の継続的な利用につながる様々な改善が行われた結果、ウェブサイトの利用促進が図られたと考える。 ・企業及び自治体へのヒアリング活動や、積極的にエコ活動に取り組む企業等を集めた意見交換会を開催するなど、継続的な連携が図られたと考える。 <p>2. 上記 1 以外の実施状況</p> <p>—</p>

	<p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業開始時の平成 16 年度には約 300 世帯がエコファミリーとして登録された程度であったが、平成 22 年度末で約 15 万 3 千世帯が登録をしている。 <p>4. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
<p>今後の取組方針（平成 23 年度を含む。）</p> <p>「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は平成 22 年 11 月の行政刷新会議「事業仕分け」によって国の事業としては「廃止」との評価結果を受けたため、この結果を真摯に受け止め、平成 23 年度は予算措置していない。 ・なお、同事業の「環境家計簿」のコンテンツは、環境省のホームページにおいて、自治体や継続使用を希望するユーザーが、ダウンロード等により活用できるようにしている。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 146 番	
具体的施策	平成 22 年 11 月 16 日に行われた事業仕分けの結果、本施策は廃止されることとなった
担当省庁等	
実施時期	

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 147 番	
具体的施策	<p>生物多様性に配慮した商品・サービスや農林水産物を紹介する展示会の開催、消費活動を含んだ日常生活における生物多様性の取組を分かりやすく示したリストの公表などを通じ、消費者への情報提供を実施します。さらに、生物多様性民間参画ガイドラインの活用推進など、事業者の生物多様性に配慮した取組を推進します。</p> <p>また、生物多様性に配慮した農林水産物であることをあらわす「生きもののマーク」について、事例集及び活用のための手引きの提供を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進します。</p>
担当省庁等	農林水産省、環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室 農林水産省環境バイオマス政策課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	生物多様性基本法第 19 条第 1 項及び第 2 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費活動を含んだ日常生活における生物多様性の情報を消費者に分かりやすく提供する。 <p>〔参考指標〕 展示会への出展頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の生物多様性に配慮した取組を推進する。 <p>〔参考指標〕 生物多様性民間参画ガイドラインの講演回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生きもののマーク」について、農林水産業と生物多様性の関係についての国民理解を促進する。 <p>〔参考指標〕 シンポジウムの開催回数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「メッセナゴヤ 2010」、「エコプロダクツ 2010」、「生物多様性交流フェア」等、各地で開催された展示会への出展を行った（計 10 回、延べ 39 日間実施）。 ・企業、NPO、消費者等を対象とした各種環境セミナーより講演依頼を受け、生物多様性民間参画ガイドラインの講演を行った（計 13 回実施）。 ・消費者を対象とした農林水産業と生物多様性に関するシンポジウム（全国各地で 7 回実施、延べ約 1,250 人が参加）及びイベント（計 3 回）での展示により「生きもののマーク」の取組を紹介した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示会への出展では、パネル掲示、パンフレット配布等による情報提供とともに、生物多様性保全のための取組を宣言してもらった「MY 行動宣言」を働きかけ、多くの一般市民に訪れていただいた。 ・生物多様性民間参画ガイドラインの講演では、ガイドラインの紹介だけでなく、生物多様性と企業との関わりについて意見交換も行い、より理解を深めていただくことができた。 ・農林水産業と生物多様性に関するシンポジウムでは、農林水産省生物多様性戦略検討委員の基調講演、地域における様々な生物多様性保全の取組について発表、パネルディスカッションを実施し、「生きもののマーク」の

	<p>取組を紹介しつつ農林水産業と生物多様性との関わりについてより理解を深めていただくことができた。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2010年は、国連の定めた国際生物多様性年であり、また、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催年であったため、展示会及び講演の機会が例年になく多かった。 <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
<p>今後の取組方針（平成23年度を含む。）</p> <p>「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度同様、継続的に実施します。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 147 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 148 番	
具体的施策	<p>有機農業については、有機農業推進法及び同法に基づく基本方針に則し推進します。</p> <p>特に、有機農産物など環境に配慮した農産物について、消費者の正しい理解を促進し、有機農業の推進に資する観点から、有機農業の啓発を図るセミナーの開催、有機農業の産地等を紹介するポータルサイトの開設、産地における消費者との交流等を行います。</p> <p>また、有機農産物の生産・流通の拡大を促進するため、有機 JAS 制度について、表示の適正化を図るとともに、消費者等への啓発を行います。</p> <p>更に、土づくりと化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者であるエコファーマーのネットワーク化を進め、消費者の理解や関心を高めるための活動等を推進します。</p>
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省生産局農業環境対策課（上・下段） 農林水産省 消費・安全局 表示・規格課（中段）
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	<p><u>上・下段（有機農業の推進関係）</u> 有機農業の推進に関する法律 第 10 条、第 11 条</p> <p><u>中段（JAS 制度の啓発関係）</u> 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 第 7 条、第 19 条の 15 等</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <p><u>上・下段（有機農業の推進関係）</u> ・法令等に即した有機農業の推進。特に、環境に配慮した農産物について、消費者の正しい理解を促進する。 ・エコファーマーのネットワーク化を進める。</p> <p><u>中段（JAS 制度関係）</u> ・有機 JAS 制度について、表示の適正化を図るとともに、有機 JAS 制度を解説したパンフレットを作成し、有機関係イベント等で消費者等に配布する。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>○有機農業の推進</p> <p>(1) 有機農業の普及推進のため、全国 7 箇所約 3 万 6 千名の消費者等の参加を得ながら、セミナーや消費者交流型の施策説明会を実施した。</p> <p>(2) エコファーマーネットワークの会員数の拡大を進めると共に、ネットワーク研究会において、消費者・実需者との交流を行った。</p> <p>○有機 JAS 制度</p> <p>(1) 地方農政局等の職員が小売店舗等に対する巡回調査を実施し、表示の適正化を図った。</p> <p>(2) 有機 JAS 制度を解説したパンフレットを作成し、有機食品取扱い店舗等を通じて消費者等に配布した。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>・有機農業・有機農産物等について、消費者の正しい理解の促進に資するセミナーの開催等については、工程表に則した取組を実施した。</p> <p>・地方農政局等の職員が小売店舗等に対する巡回調査を実施し、表示の適正化を図った。</p> <p>・有機 JAS 制度のパンフレットの作成・配布により、消費者等への啓発を行った。</p>

	<p>・エコファーマーのネットワーク組織を9月に結成するとともに、消費者の参加を得ながら各地で研究会を開催した。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>・有機農業の啓発を図るセミナー等への参加者が前年に比べ、約1万名増加しており、効果的に消費者等へ啓発ができた。</p> <p>・エコファーマーのネットワークの会員数は23年3月末現在4,858名となり、前年より2,802名増加した。また、6ブロックで開催したエコファーマー研究会に42名の消費者が参加した。</p> <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
<p>今後の取組方針（平成23年度を含む。）</p> <p>「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<p>・有機農業・有機農産物等の消費者等への普及啓発について、平成22年度の実績の有効性を評価し、平成23年度も引き続き実施する。</p> <p>・有機農業の普及啓発等に関する基本的方針を定めた「有機農業の推進に関する基本的な方針」について、平成23年度から見直しの必要性を検討する。</p> <p>・有機JAS制度について、平成23年度以降も引き続き、表示の適正化を図るとともに、消費者等への啓発を行う。</p> <p>・各地で開催するエコファーマー研究会等に消費者の参加を呼びかけていく。また、エコファーマーのPRと消費者の意向把握を兼ねて農産物の展示・販売を検討する。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号148番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 149 番	
具体的施策	住宅の販売や賃貸を行う事業者が消費者に対して住宅の省エネルギー性能についての的確に情報提供を行えるよう、住宅が省エネルギー基準に適合していることを表示する住宅省エネラベルの普及促進を図ります。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第86条
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・住宅の省エネルギー施策に関する説明会等において、住宅省エネラベルの情報提供を継続的に実施 〔参考指標〕 普及促進のための取組状況
平成22年度の具体的施策の実施状況	・住宅の省エネルギー施策に関する説明会等において、住宅省エネラベルの情報提供を行った。 ・開催回数：全13回
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表に定められた事項はすべて実施。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・住宅省エネラベルの普及啓発を通じて、「住宅事業建築主の判断の基準」への適合が促され、「住宅事業建築主の判断の基準」適合性評価物件数が、434件（H21年度末）から6,449件（H23年3月末現在）となった。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・住宅の販売や賃貸を行う事業者が消費者に対して住宅の省エネルギー性能についての的確に情報提供を行えるよう、「住宅事業建築主の判断の基準」に適合していることを表示する住宅省エネラベルの普及促進を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 149 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 150 番	
具体的施策	「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」が広く使われるよう普及活動を継続的に実施します。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 CASBEE に関する公開セミナー等において、情報提供を継続的に実施 〔参考指標〕 普及活動の状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 22 年 7 月と 9 月に「CASBEE 公開セミナー」を開催し、CASBEE のユーザーに対して改訂内容等に関する情報提供を行った。 ・平成 22 年 12 月に「CASBEE 等地方公共団体連絡会議」を開催し、CASBEE を活用している地方公共団体における取組状況の紹介等の情報提供を行い、今後 CASBEE の活用を予定している地方公共団体との情報交換を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表に定められた事項はすべて実施。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・CASBEE を導入している地方公共団体数が 16（平成 21 年度末）から 23 となった。（平成 23 年 3 月末現在） 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」が広く使われるよう普及活動を継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 150 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 151 番	
具体的施策	食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取組を表彰（「食品リサイクル推進環境大臣賞」）し、全国に紹介することで、さらなる取組の推進、普及啓発を図ります。
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	食品リサイクル法第5条第3項
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・食品リサイクルのさらなる取組の推進、普及啓発を図る。 〔参考指標〕 パンフレット等の配布箇所数、配布数、HPへの掲載、環境大臣賞を受賞した取組などの優良事例の紹介状況
平成22年度の具体的施策の実施状況	・食品リサイクル法のあらましや食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制等に関する優良事例を紹介するパンフレットを2種各1万部作成し、47都道府県及び8地方環境事務所等に配布した。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・パンフレットを作成・配布し、都道府県等を通じた普及啓発を実施した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成20年度より行ってきた、より効果的な普及啓発方策の検討を踏まえ、新たにパンフレットを作成・配布することで、さらなる取組の推進を図ることができた。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、食品リサイクルのさらなる取組の推進、普及啓発を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 151 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 152 番	
具体的施策	<p>環境ラベルなど事業者等の自己宣言による環境情報の提供に関し、その方法や内容等望ましい在り方について検討するとともに、環境表示ガイドラインを適宜改訂します。</p> <p>なお、「グリーン購入法適合」と表示される環境ラベルも多くあることから、特定調達品目に関する情報についても提供できるよう、環境表示ガイドラインの改訂に際し留意します。</p>
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省総合環境政策局環境経済課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	国等による環境物品等の調達の推進に関する法律 附則第2項
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法に規定された対象品目ごとの「判断の基準」に関して、適合を確認する手法やトレーサビリティといった信頼性確保方策及び情報提供方法について検討し、別冊の信頼性確保ガイドラインとしてとりまとめる。 また、環境表示ガイドラインのポイントも併せて解説したパンフレットを作成する。 <p>〔参考指標〕</p> <p>環境表示の情報提供の望ましい在り方や信頼性確保についての検討会の回数・頻度・内容</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月12日から検討会を開催（全7回、平成22年度は4回）し、特定調達物品等を市場に供給する事業者に求められる信頼性確保方策及び情報提供方法について、別冊のガイドラインとして取りまとめた。 ・平成21年度に改訂した「環境表示ガイドライン」と別冊のガイドラインの両方のポイントをまとめたパンフレットを作成した。 ・平成23年2月末に信頼性確保方策及び情報提供方法についてのセミナーを実施した。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・信頼性確保方策及び情報提供方法について検討した結果をガイドラインやパンフレットにとりまとめ、セミナーで周知する等、工程表に従った取組を実施することができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> ・環境表示の根拠となる信頼性確保方策について別冊のガイドラインを別途策定したことにより、望ましい環境表示に向けた取組の幅を広げることができた。 3. 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・従来は規格のなかった古紙パルプや再生プラスチックの配合品に関する科学的調査手法を開発し、別冊のガイドラインの付属資料としてとりまとめた。
今後の取組方針（平成23年度を含む） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な動向（ISO規格の改定）を注視しつつ、有識者及び業界団体を交え、グリーン購入法に規定された19分野ごとの具体的な信頼性確保方策の詳細を順次検討・策定する。こうした取組を積極的に周知するため、ガイドラインに反映していく。

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 152 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 153 番	
具体的施策	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関して、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保の在り方について、事業者や行政の国際的な動向や対応も踏まえて総合的な検討を行います。
担当省庁等	消費者庁、総務省、経済産業省
実施時期	平成22年度中に結論を得ます。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課、総務省総合通信基盤局消費者行政課、経済産業省商務情報政策局情報経済課、同省商務流通グループ消費経済政策課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・平成22年度前半に検討すべき課題を抽出、後半に海外事例の収集等を行い、総合的な検討の結論を得る。 〔参考指標〕 「インターネット消費者取引研究会」における検討状況
平成22年度の具体的施策の実施状況	・平成22年8月から「インターネット消費者取引研究会」を開催し、インターネットでの消費者取引に関して、総合的な検討を行った。合計で8回の会合を開き、平成23年3月、取りまとめを公表した。 なお、「越境取引における消費者トラブルの解決に向けた国際的取組に関する調査」の結果を、当該研究会で紹介した（施策番号171番関連）。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・平成22年度分について、工程表に沿った取組を実施。 ・上記取りまとめに基づき、インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向け、来年度以降の新たな取組み方針を設定することができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・インターネット取引に係る消費者の安全・安心の確保の在り方について、消費者の視点から総合的な検討を行うことができた。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・本施策は、「インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取組について」（平成23年3月）の取りまとめにより、実施済み。 ・今後は、「インターネット消費者取引研究会」の取りまとめに盛り込まれた内容を、以下の重点事項を中心に、着実に実施する。 ①決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ②インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」（仮称）の運営
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 153 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み （平成 23 年 3 月に「インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取組について」を取りまとめた。）

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 153-2 番（新規追加）	
具体的施策	<p>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。</p> <p>①決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ②インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」（仮称）の運営</p>
担当省庁等	消費者庁、総務省、経済産業省
実施時期	①及び⑤：平成 23 年度中に開始します。 ②平成 23 年度中に実施します。 ③継続的に実施します。 ④平成 23 年度中に着手します。

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 154 番	
具体的施策	①「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」について、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。 ②「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用します。
担当省庁等	消費者庁、総務省
実施時期	①平成22年度中に結論を得ます。 ②継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁表示対策課、総務省消費者行政課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第12号
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・総務省と連携し、特定電子メール法の施行状況について検討し、必要な措置を講ずる。 ・特定電子メール法を厳正に運用する。 〔参考指標〕 検討の場を設け平成22年度中に一定の結論を得る。執行件数
平成22年度の具体的施策の実施状況	・平成22年9月16日より「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」（主査 新美育文明治大学教授）を開催し、制度の見直しや技術的対策など総合的な迷惑メールの対策の検討を行っている。 ・平成22年度においては、7件の措置命令を行った。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ① 「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」において、今後の迷惑メール対策として必要な措置について検討中（※平成23年3月中に提言（案）を取りまとめる予定だったが、東日本大震災のため、WGの開催を延期）。 ② いわゆる「迷惑メール」の送信等による電子メールの送受信上の支障を防止し、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図ることは必要不可欠である。 平成22年度においては、7件の措置命令を行う等、特定電子メール法違反行為に対し厳正に対処しており、良好な電子メールの利用環境の整備について適切な対応を行った。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成22年度においては、前年度より多い7件の措置命令を行い、前年度に比較してより一層厳正な法執行を行った。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用する等、「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」提言を踏まえた措置を講じます。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 154 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	①検討の結果（注）を踏まえ、平成 23 年度中に、所要の措置を講じます。 ②継続的に実施します。

（注）「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」（平成 22 年 9 月以降開催）における提言

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 155 番	
具体的施策	迷惑メール追放のための官民連携施策として、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、送信元プロバイダに通知することにより、プロバイダによる迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促します。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・プロバイダによる迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す。 〔参考指標〕 送信元プロバイダへの通知件数
平成22年度の具体的施策の実施状況	・送信元プロバイダへの通知件数 38,577件（平成22年度）
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・調査端末で受信した違法な迷惑メールについて、送信元プロバイダへの迅速な通知を実施しました。平成22年9月からは、送信元プロバイダの分析等の作業の一部を自動化することにより、プロバイダへの通知のさらなる迅速化を図った。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・分析の一部自動化などにより作業の効率化を図り、昨年度以上の通知を実施した。 送信元プロバイダの分析を一部自動化したことにより、実施件数が10,901件（平成21年度）から38,577件（平成22年度）に増加した。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、迷惑メール追放のための官民連携施策として、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、送信元プロバイダに通知することにより、プロバイダによる迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 155 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 156 番	
具体的施策	インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	平成22年度に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、情報セキュリティに関する講習を通じた注意喚起を推進する。 〔参考指標〕 インターネットオークション詐欺に係る検挙件数
平成22年度の具体的施策の実施状況	・インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進し、平成22年中のインターネットオークション詐欺に係る検挙件数は677件であった。 ・都道府県警察による情報セキュリティに関する講習等を通じた、インターネットオークションに係る犯罪に関する注意喚起を推進した。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 インターネットオークションに係る犯罪について、工程表のとおり取締り及び注意喚起を適切に推進することができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 インターネットオークション詐欺に係る検挙件数は平成21年と比べ155件増加しており、取締りが適切に推進されている。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	取締りの推進により検挙件数は増加しているものの、インターネットオークションに係る犯罪は依然として発生しているため、引き続き取締り及び注意喚起を推進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 156 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	平成23年度に実施します。

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 157 番	
具体的施策	<p>① フィッシングに関する注意喚起を行うとともに、フィッシングに係る不正アクセス事犯の取締りを推進します。</p> <p>② 送信ドメイン認証技術等のフィッシング対策にも有効な技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援します。</p> <p>③ フィッシング被害を防止するため、関係機関と連携して「フィッシング対策協議会（以下、協議会）」を運営し、積極的な情報収集・提供、共有を行い、協議会会員を中心に対策実施を促進するとともに、一般消費者に対しても情報提供・注意喚起を行います。</p>
担当省庁等	警察庁、総務省、経済産業省
実施時期	①及び②：平成22年度に実施します。 ③継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課、総務省総合通信基盤局消費者行政課、経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成22年度分の「工程表」]</p> <p>① 情報セキュリティに関する講習を通じたフィッシングに関する注意喚起を推進するとともに、不正アクセス事犯の取締りを推進する。 [参考指標] フィッシングに係る不正アクセス事犯の検挙件数</p> <p>② フィッシング対策にも有効な技術的対策について、普及促進が円滑に取り運ぶよう支援する。 [参考指標] 取締り件数、平均処理期間、注意喚起件数・方法、消費者の認知度（アンケート）、支援内容・件数、頻度、フィッシングに係る調査回数、協議会会員への情報提供回数・頻度、一般消費者に対する情報提供・注意喚起件数・頻度</p> <p>③ フィッシング対策協議会において情報収集・提供、共有、対策実施の促進を行い、一般消費者に対する情報提供・注意喚起を行う。 [参考指標] フィッシング対策協議会ホームページの更新回数、セミナーに対するアンケート実施による満足度、フィッシング対策協議会ホームページ閲覧数</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<p>① フィッシングに係る不正アクセス事犯の取締りを推進し、平成22年中の検挙件数は1,411件であった。 都道府県警察による情報セキュリティに関する講習等を通じた、フィッシングに関する注意喚起を推進した。</p> <p>② フィッシング対策にも有効な送信ドメイン認証技術に関し、迷惑メール対策推進協議会と連携し、平成22年7月に、「なりすましメール撲滅プログラム」及び「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を公表した。また、送信ドメイン認証技術の導入を促すため、自治体や業界団体等に対する説明会を実施した。</p> <p>③ フィッシング対策協議会ホームページの更新回数：80回 Webサイト更新実績は、フィッシング事例（緊急情報、注意喚起を含む。）、有識者インタビュー、月次レポート、ニュースサイト記事などの新規掲載数の合計である セミナーに対するアンケート実施による満足度 東京会場：78.9%</p>

	<p>大阪会場：72.4% 福岡会場：83.4%</p> <p>アンケートにおける満足度は、回答があったうち、「大変満足」、「ほぼ満足」と回答した者の割合である。東京会場については約136名、大阪会場については約28名、福岡会場については約27名の参加申込みがあった。満足に至らなかった点としては、外国人スピーカーの同時通訳が聞き取りにくいことや会場の選定（プロジェクターが見えにくい）などの運営面の課題が影響した可能性がある。</p> <p>フィッシング対策協議会ホームページ閲覧数：1,137,962（11ヶ月分） 平成22年4月～平成23年2月の間の実績に基づく予測値。</p>
<p>平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価</p>	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>① 工程表に従い、フィッシングに関する注意喚起を行うとともに、フィッシングに係る不正アクセス事犯の取締りを適切に推進することができた。</p> <p>② フィッシング対策にも有効な送信ドメイン認証技術に関し、迷惑メール対策推進協議会と連携し、「なりすましメール撲滅プログラム」及び「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」の公表や説明会の実施等、普及促進のための適切な対応を行った。</p> <p>③ フィッシング対策協議会を通じて積極的に得られた情報を基に、同協議会のホームページを1ヶ月当たり約7回更新すること等により、情報収集・提供、共有、対策実施の促進を行い、工程表に従った取組みを実施することができたと考えている。</p> <p>また、同ホームページが1ヶ月当たり約10万回閲覧されたことなどにより、一般消費者に対する情報提供・注意喚起が行われていると考えている。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>① フィッシングに係る不正アクセス事犯の検挙件数は平成21年と比べ673件減少している。しかし、これは1,925件と多数の不正アクセス行為を行っていた被疑者グループを検挙したことから、平成21年中の検挙件数が大幅に押し上げられたものであり、平成22年も取締りは適切に推進されていると考える。</p> <p>② 新たに「なりすましメール撲滅プログラム」及び「送信ドメイン認証マニュアル」を作成し送信ドメイン認証技術の理解が円滑に進むよう努めた。また、昨年度は開催しなかった自治体や業界団体等にむけた説明会を8回開催し、送信ドメイン認証技術の一層の普及促進に努めた。</p> <p>③ 平成22年度では、フィッシングサイトに関する情報の提供先となるフィッシング対策を行っている事業者を増やすことにより、フィッシング対策を更に強化することができた。</p> <p>また、ウェブサイトのデザインを変更することにより、消費者が更に容易にフィッシング関連の情報を入手できるようになることができた。</p> <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
<p>今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<p>① フィッシングに係る犯罪が依然として発生していることから、引き続き取締り及び注意喚起を推進する。</p> <p>② 引き続き、フィッシング対策にも有効な送信ドメイン認証技術等の技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援する。</p> <p>③ 平成23年度においても、フィッシング対策協議会の活動を適切なものにするための検討会を引き続き開催する予定であり、消費者向けの対</p>

	策を含めたフィッシング対策協議会の活動を適切なものにするための考え方をとりまとめ、平成 23 年度以降の取組に反映する予定である。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 157 番	
具体的施策	①変更なし ② フィッシング対策にも有効な送信ドメイン認証技術等の技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援します。 ③変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	①平成 23 年度に実施します。 ②継続的に実施します。 ③平成 23 年秋を目途に活動方法の考え方に関する結論を得て、平成 24 年度からの実施を目指します。

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 158 番	
具体的施策	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、関係省庁や関係団体等と連携して、青少年やその保護者に対する啓発活動などを推進するとともに、青少年に対するインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際協力にも積極的に取り組みます。
担当省庁等	内閣府
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(青少年環境整備担当)
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号) 第4条、第7条、第3章、第30条、附則第3条
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成22年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年のインターネット利用実態等について調査を実施しつつ、青少年やその保護者に対する啓発活動を推進する。 ・アメリカ及びドイツにおける現状や取組等について調査を実施しつつ、国際協力にも積極的に取り組む。 ・基本計画に盛り込まれた施策の取組状況についてフォローアップを行う。 ・法附則第3条に基づく必要な措置を平成23年度中に行うため、検討を開始する。 <p>[参考指標]</p> <p>青少年や保護者に対する啓発活動の内容、関連調査の実施状況、違法・有害情報対策に関する国際協力の内容、基本計画のフォローアップの実施状況、法附則第3条に係る検討の実施状況</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度青少年のインターネット利用環境実態調査を実施（平成22年9月）。 ・青少年のゲーム機等の利用実態調査を実施（平成22年12月）。 ・青少年のインターネットの適切な利用に係る広報資料を都道府県・政令指定都市や家電量販店等に配布するなど、広報啓発活動を実施（通年）。 ・卒業・入学・進級による携帯電話の購入・買替時期において、関係府省庁の緊密な連携の下、フィルタリング普及のための取組等を総合的・重点的に行うため、「フィルタリングの普及に関する関係閣僚懇談会」を開催し、「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」について関係閣僚間で合意（平成23年3月）。 ・アメリカ・ドイツにおける青少年のインターネット環境整備状況等調査を実施（平成22年6月～12月）。 ・OECD情報・コンピュータ・通信政策委員会情報セキュリティ・プライバシー作業部会第29回会合に参加（平成22年12月）。 ・基本計画に盛り込まれた施策について平成21年度の取組状況のフォローアップを実施（平成22年7月）。 ・法の施行状況等について、内閣府に設置されている「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」での検討を実施（平成22年10月、同年12月、平成23年2月）。

<p>平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価</p>	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のとおり、法及び基本計画に基づく取組につき、関係省庁や関係団体等と連携した推進ができた。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・青少年のインターネット利用環境実態調査について平成 21 年度調査結果と平成 22 年度調査結果とを比較すると、携帯電話におけるフィルタリングの利用率（48.2% 59.6%）や家庭のルールの設定率（60.7% 69.2%）は上昇しているものの、更に高める余地があり、また、法の認知率は依然として低水準にとどまっていることから（30.9% 35.3%）、引き続き取組が必要である。</p> <p>3. 上記以外の評価 —</p>
<p>今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<p>・関係省庁や民間団体と連携のうえ、法及び基本計画に基づく取組を引き続き推進するとともに、法附則第 3 条に係る検討を引き続き実施する。</p>
<p>備考</p>	

「消費者基本計画」の見直し（案）

<p>施策番号 158 番</p>	
<p>具体的施策</p>	<p>変更なし</p>
<p>担当省庁等</p>	<p>変更なし</p>
<p>実施時期</p>	<p>変更なし</p>

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成 22 年度）

施策番号 159 番	
具体的施策	近年、インターネット、携帯電話等の ICT メディアに関連した子どもの事件が頻発している状況を踏まえ、インターネット通信販売サービスやインターネットオークションの注意点、架空請求メールへの対処方法など、子どもによる ICT メディアの健全な利用を促進するため、ICT メディアリテラシー育成のための指導マニュアルや教材からなる「ICT メディアリテラシー育成プログラム」を開発・公開し、その普及と充実を図ります。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省情報流通行政局情報通信利用促進課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・「ICT メディアリテラシー育成プログラム」を開発・公開し、その普及と充実を図る。 〔参考指標〕 小学校高学年を対象とした教材の公開状況、活用状況及び中・高校生を対象とした開発した教材の公開状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 21 年度から引き続き、小学校高学年を対象とした教材を web 上に公開した。 ・平成 21 年度に開発した中・高校生を対象とした教材を web 上に公開した。 ・中・高校生を対象とした新たな教材を開発した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表どおり教材の開発・公開を行った。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、子どもによる ICT メディアの健全な利用を促進するため、「ICT メディアリテラシー育成プログラム」の普及と充実を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 159 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 160 番	
具体的施策	電気通信分野において、本人からの求めに応じて自主的に事業者が勧誘を行わないようにするなど、勧誘の適正化を図ります。 また、ガイドラインに基づき、電気通信分野において、適合性の原則を踏まえて勧誘の適正化を図ります。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・電気通信分野において、勧誘の適正化を図るため、平成22年度中に一定の結論を得られるよう、総合的な検討を行う。 〔参考指標〕 「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の「電気通信サービス利用者WG」における検討状況
平成22年度の具体的施策の実施状況	・平成22年9月から、電気通信サービスにおける利用者利益の確保のために、「電気通信サービス利用者WG」を開催した（7回開催）。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・平成22年9月から「電気通信サービス利用者WG」を計7回開催し、「電気通信サービス利用者懇談会」の提言（平成21年2月公表）を受けた行政、業界団体及び各事業者における利用者利益の確保に向けた取組の評価を行い、今後必要な取組について検討を行っており、適切に実施している。 - 昨今の急速な電気通信サービスの環境変化を踏まえ、消費生活センター（81箇所）へのヒアリング、パブコメを実施し、電気通信サービスに関する新たな課題について、取りまとめた。 - 上記の取りまとめ結果及びPIO-NETに登録された相談の定量的・定性的な分析を実施した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成21年の「電気通信サービス利用者懇談会」の提言に基づく、行政、業界団体等の各種の取組の評価・検証を行うとともに、提言後の電気通信サービスの進展に伴う必要となる対応について、検討を行うことができた。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「電気通信サービス利用者WG」における議論を継続し、利用者利益の確保に向けた取組に必要な方策の提言を平成23年夏頃までにまとめた上で、これを踏まえた取組を継続して実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 160 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 161 番	
具体的施策	消費者に対する情報提供義務を定めている法令、ガイドライン等に基づき、電気通信分野において、消費者取引における情報提供の適正化を図ります。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・電気通信分野において、消費者取引における情報提供の適正化を図るため、平成 22 年度中に一定の結論を得られるよう、総合的な検討を行う。 〔参考指標〕 「利用者視点を踏まえた I C T サービスに係る諸問題に関する研究会」の「電気通信サービス利用者WG」における検討状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 22 年 9 月から、電気通信サービスにおける利用者利益の確保のために、「電気通信サービス利用者WG」を開催した（7 回開催）。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 22 年 9 月から「電気通信サービス利用者WG」を計 7 回開催し、「電気通信サービス利用者懇談会」の提言（平成 21 年 2 月公表）を受けた行政、業界団体及び各事業者における利用者利益の確保に向けた取組の評価を行い、今後必要な取組について検討を行っており、適切に実施している。 － 昨今の急速な電気通信サービスの環境変化を踏まえ、消費生活センター（81 箇所）へのヒアリング、パブコメを実施し、電気通信サービスに関する新たな課題について、取りまとめた。 － 上記の取りまとめ結果及び PIO-NET に登録された相談の定量的・定性的な分析を実施した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 21 年の「電気通信サービス利用者懇談会」の提言に基づく、行政、業界団体等の各種の取組の評価・検証を行うとともに、提言後の電気通信サービスの進展に伴う必要となる対応について、検討を行うことができた。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「電気通信サービス利用者WG」における議論を継続し、利用者利益の確保に向けた取組に必要な方策の提言を平成 23 年夏頃までにまとめた上で、これを踏まえた取組を継続して実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 161 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 162 番	
具体的施策	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂等を通じて、情報技術を利用した取引が消費者や事業者にとって便利でかつ安心・安全なものとなるよう、取引環境を整備し、また、事業者や関係省庁と適宜意見交換を行います。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局情報経済課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂作業を行う。 〔参考指標〕 準則の改訂内容、準則改訂のために開催した検討会の回数・内容
平成22年度の具体的施策の実施状況	・平成22年10月に「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行った。更に、平成23年春にも「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行うため、平成22年10月から検討を行っており、改訂案について平成23年3月から4月にかけてパブリックコメントを募集している。 ・これらの改訂の検討にあたっては、事業者、消費者団体、関係省庁等を集めた検討会を開催し、準則の改訂に対する要望、意見等を聴取し、改訂（案）に反映させた。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・平成22年10月に「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂では、「消費者と事業者の間の取引についての国際裁判管轄及び適用される法規」等の論点の記述の修正を行った。 ・また、平成23年春に「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行うため、「ウェブサイトの利用規約の契約への組入れと有効性」、「未成年者による意思表示」、「インターネット通販における返品」等の論点について検討を行い、改訂案について平成23年3月から4月にかけてパブリックコメントを募集している。 ・以上の2回の改訂を行うため、平成22年度は、「産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会」（計3回）、「電子商取引及び情報財取引等に関する法的問題検討会」（計3回）、「電子商取引作業部会」（計6回）及び「情報財取引作業部会」（計4回）を開催した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の中で、過去に策定されて古くなっている論点についても、見直しを行い、必要に応じて修正を行った。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成23年度を含む） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成23年度第1四半期には、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の新たな改訂版を公表する。その後、引き続き事業者、関係省庁等との意見交換を行いつつ、更なる改訂の検討を開始する。

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 162 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 163 番	
具体的施策	電気通信消費者支援連絡会を、本省及び各地方局において継続的に年複数回開催し、電気通信サービスに関する消費者支援の在り方についての意見交換を踏まえ、消費者問題への機動的な対応を行います。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・各総合通信局において電気通信消費者支援連絡会を2回開催する。 〔参考指標〕 「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の「電気通信サービス利用者WG」における検討状況
平成22年度の具体的施策の実施状況	・平成22年度、全国の総合通信局等（11局）において、電気通信消費者支援連絡会を2回開催した。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・平成22年度において、各総合通信局等は、年2回の電気通信消費者支援連絡会を開催し、行政・事業者の取組や電気通信サービスに関するトラブル事例について、関係者間（総合通信局、消費生活センター、業界団体及び事業者）で意見交換を行い、連携強化を図ることができた。 ・また、平成22年10月には、全国81箇所の消費生活センターを訪問し、電気通信サービスのトラブルの実態等についてヒアリング調査を行い、「電気通信サービス利用者WG」における検討事項の参考とした。消費生活センターへのヒアリングの結果、電気通信消費者支援連絡会に対しては高い評価が得られた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 本年度から地方版の電気通信消費者支援連絡会を開催したことで、各地域の消費生活センターとの間で連携強化を図ることができ、地域の特性を踏まえた利用者対応の向上を図ることに繋がっている。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・電気通信消費者支援連絡会を引き続き実施する。 ・また、「電気通信サービス利用者WG」の提言（平成23年夏頃予定）を踏まえた取組強化を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 163 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 164 番	
具体的施策	様々な電気通信サービスが日常生活や経済活動に必要な社会基盤となっている状況の下で、これまでの総務省の取組を踏まえ、電気通信サービスにおける利用者利益の確保のための取組を継続して行います。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・電気通信サービスにおける利用者利益の確保のために、平成 22 年度中に一定の結論を得られるよう、総合的な検討を行う。 〔参考指標〕 「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」の「電気通信サービス利用者WG」における検討状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 22 年 9 月から、電気通信サービスにおける利用者利益の確保のために、「電気通信サービス利用者WG」を開催した（7 回開催）。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 22 年 9 月から「電気通信サービス利用者WG」を計 7 回開催し、「電気通信サービス利用者懇談会」の提言（平成 21 年 2 月公表）を受けた行政、業界団体及び各事業者における利用者利益の確保に向けた取組の評価を行い、今後必要な取組について検討を行っており、適切に実施している。 - 昨今の急速な電気通信サービスの環境変化を踏まえ、消費生活センター（81 箇所）へのヒアリング、パブコメを実施し、電気通信サービスに関する新たな課題について、取りまとめた。 - 上記の取りまとめ結果及び PIO-NET に登録された相談の定量的・定性的な分析を実施した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 21 年の「電気通信サービス利用者懇談会」の提言に基づく、行政、業界団体等の各種の取組の評価・検証を行うとともに、提言後の電気通信サービスの進展に伴う必要となる対応について、検討を行うことができた。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「電気通信サービス利用者WG」における議論を継続し、利用者利益の確保に向けた取組に必要な方策の提言を平成 23 年夏頃までにまとめた上で、これを踏まえた取組を継続して実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 164 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 165 番	
具体的施策	「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図ります。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課個人情報保護推進室
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 法制度の周知徹底・苦情の円滑処理の推進等 〔参考指標〕 リーフレット配布部数、法の施行状況に関する報告の概要の公表時期・冊子の配布部数、説明会・講演会の参加者数、説明会・講演会のアンケートの肯定的な評価の割合
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・法の施行状況（平成21年度）に関する報告をとりまとめ、平成22年8月に概要を公表した。冊子を地方自治体等の関係機関に3,000部配布した。 ・個人情報保護法リーフレットを平成22年11月に作成し、関係機関に40万部配布した。 ・個人情報保護法説明会を全国13都道府県で開催し、約3,100人の方に参加いただいた。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット等の広報資料を配布したところ、非常に分かりやすいと好評で、追加で配布して欲しいという要望が数多くあった。また、説明会の参加者に対して行ったアンケートでは、「有益であった」「まあ有益であった」との回答割合が約9割となるなど、一定の成果を上げている。 <p>以上の取組により、個人情報保護制度に対する理解の向上を図ることができた。個人情報保護制度への理解が深まることにより、地方公共団体や国民生活センターの苦情相談窓口等において、業務の円滑な遂行が図られることにもつながった。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度は個人情報保護法パンフレットを作成し、分かりやすいと好評であったが、分量が26頁であるため、わざわざ読まない人もいたという指摘を受けた。ご指摘を踏まえ、平成22年度はA4表裏のリーフレットを作成し、ポイントを絞った効果的な広報を行うことができた。 <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成23年度を含む） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 165 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 166 番	
具体的施策	個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	審議の結果を踏まえ検討に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課個人情報保護推進室
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・消費者委員会での審議への協力。 〔参考指標〕 検討状況（専門調査会の開催回数）
平成22年度の具体的施策の実施状況	・消費者委員会個人情報保護専門調査会における検討の過程で、必要な資料の提出や説明など、必要な協力を行った。 ・第1回専門調査会（平成22年8月5日） ・第2回専門調査会（平成22年9月29日） ・第3回専門調査会（平成22年11月16日） ・第4回専門調査会（平成23年1月11日）
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・消費者委員会個人情報保護専門調査会での議論に資する資料の提供や説明等を適切に行い、専門調査会の円滑な審議に貢献した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・消費者委員会での審議の結果を踏まえ検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 166 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 167 番	
具体的施策	テレビショッピング番組を含む放送番組の種別とその放送時間の公表に関する制度等について検討を行います。 有料放送契約における消費者保護に関する制度整備について検討を行います。
担当省庁等	総務省
実施時期	法案の成立後、直ちに着手します。
担当部局・課・室名	総務省情報流通行政局放送政策課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	【放送番組の種別とその放送時間の公表に関する制度】 放送法第3条の4第7項（6月以内施行） 【有料放送契約における消費者保護に関する制度】 放送法第147条～第157条（9月以内施行） ※「放送法等の一部を改正する法律」（平成22年11月26日成立・12月3日公布）による改正後の規定
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・「放送法等の一部を改正する法律」の施行に向けて、放送番組の種別とその放送時間の公表及び有料放送契約における消費者保護に関し、必要な制度整備について検討する。 〔参考指標〕 法案の成立後、直ちに検討に着手。
平成22年度の具体的施策の実施状況	・「放送法等の一部を改正する法律」の施行（平成23年3月31日）に伴い、放送法施行規則の一部を改正し、放送番組の種別とその放送時間の公表に関する制度整備を行った。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・放送番組の種別とその放送時間の公表に関する制度については、公表の対象となる放送番組の範囲、公表の頻度等、必要な制度整備を行った。 ・また、有料放送契約における消費者保護に関する制度については、新たに法定化された休廃止に関する周知義務、提供条件の説明義務等に関して、周知の方法、説明事項等、必要な規定の整備について検討を行った。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・放送番組の種別とその放送時間の公表については、今回整備した制度に基づき、適切に運用していく。 ・また、有料放送契約における消費者保護に関する制度については、検討結果を踏まえ、6月末を目処に必要な制度整備を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 167 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 168 番	
具体的施策	OECD 消費者政策委員会（CCP）において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較、現在進められている製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画します。
担当省庁等	消費者庁、外務省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、外務省経済局経済協力開発機構室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CCP において、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。 ・ 電子商取引、製品安全等についての研究・討論・情報交換を行う。 <p>[参考指標]</p> CCP 関連会議への参加回数
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ CCP 本会合（第 79 回：平成 22 年 4 月 14～15 日、第 80 回：同年 11 月 8～9 日）（2 回）において、現在進められている各プロジェクト（製品安全、電子商取引等）の取組状況、今後の検討スケジュール等について議論を行った。 ・ 個別の参加プロジェクトについては、電子商取引プロジェクト及び製品安全プロジェクトについて作業グループ会合に出席し、情報交換及び議論を行った。 ・ 電子商取引プロジェクト：CCP 本会合サイドミーティング（1 回） ・ 製品安全プロジェクト：CCP 本会合サイドミーティング（1 回）、作業打ち合わせ（1 回）、第 1 回ワーキングパーティ（1 回）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ CCP 本会合において我が国から最新の消費者政策の取組について報告を行うことにより、加盟国間の消費者政策に関する情報共有を行うことができた。 ・ 電子商取引プロジェクトについては、調査分析レポート案に対し、我が国事例のインプットを行うとともに、今後の作業計画について必要な提案を行うことができた。製品安全プロジェクトについては、我が国の現状に関する情報提供を行うことができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> — 3. 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、OECD 会合及び関連作業グループ会合等における幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 168 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 169 番	
具体的施策	地域間・二国間における消費者問題について、日中韓の政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間・二国間における消費者問題について、国際的な連携の強化を図る。 ・消費者当局間による政策協議及びオープンフォーラムを開催して対話の促進を図る。 <p>〔参考指標〕</p> <p>政策対話・協議及び消費者政策に関するフォーラムへの出席回数、各国からの来訪者等への対応回数</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・日中韓消費者政策協議会（平成22年8月韓国開催）に出席し（1回）、最近の消費者政策に関する取組の報告、3国での消費者被害に関する情報の共有及び消費者紛争救済に関する協力のあり方についての議論を行った。また、同時に開催された有識者等も参加する消費者政策フォーラムに出席し（1回）、製品安全に関する取組、地方消費者行政の活性化に関する取組について発表・討論を行った。 ・また、韓国（2回）、インドネシア、中国、ドイツ（2回）、米国（3回）からの我が国消費者政策に関する問い合わせへの対応を行った。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会において、参加各国の最新の消費者政策の進展につき情報交換・議論を行うことにより、3国の消費者政策における今後の具体的な取組事項について確認することができた。また、消費者政策フォーラムにおいて3カ国の消費者関連団体を含めた関係者との意見交換を行うことができた。 ・上記各国からの問い合わせに関しては、消費者庁の設置及び関連法令の整備等、我が国における消費者政策の進展について各国に対して情報提供を行うことができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <p>—</p> 3. 上記以外の評価 <p>—</p>
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、日中韓等の地域間及び二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携強化を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 169 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 170 番	
具体的施策	「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。併せて、国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov 日本語サイト」を充実し、関係国の執行機関との間で情報を共有します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携の強化として、「インターネット点検キャンペーン」活動、「詐欺防止月間」プロジェクト等へ参加する。 ・関係国の執行機関との間の情報共有を行うため、eConsumer.gov 日本語サイトの充実化を行う。 <p>〔参考指標〕 ICPEN 関連会議・プロジェクトへの参加回数</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ICPEN 本会合（平成22年11月開催）に出席し（1回）、各国における新たな分野における消費者問題への対応及び国境を越える消費者トラブルについての取組等、各国消費者行政法執行機関との間で情報交換を行った。また、ICPEN 加盟各国の消費者保護当局が参加するインターネットを監視する「インターネット点検キャンペーン」活動に参加した（平成22年度は9月に実施）（1回）。加盟国各機関が一斉に消費者に対して注意喚起及び情報提供等の啓発を行う「詐欺防止月間」については、消費者への集中的・効果的な情報発信の観点から5月の「消費者月間」と合わせて実施することとした。eConsumer.gov については、日本語サイトの整備・情報更新に取り組んだ。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・上記本会合に出席し、各国の国境と超える消費者トラブルに関する取組について情報交換を行い、我が国の消費者問題への検討に資する情報収集を行うことができた。上記インターネット点検キャンペーンの結果についてICPENに報告し、メンバー各国による法執行協力のための国際連携に取り組むことができた。 ・また、eConsumer.gov 日本語サイトについて、消費者庁の設置を含む我が国の消費者政策の進展に伴う変更を反映することで同サイト利用者の利便性の向上に資することができた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 — 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携強化について取り組む。

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 170 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成22年度）

施策番号 171 番	
具体的施策	越境電子商取引の普及に伴って発生する日本の消費者と外国の事業者の間又は日本の事業者と外国の消費者の間の電子商取引のトラブルについて、諸外国と連携しつつ、その内容の分析、有効な解決手法の検討等を行います。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	引き続き検討を行います。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局情報経済課、消費者庁政策調整課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・日本の消費者と外国の事業者間又は日本の事業者と外国の消費者間の電子商取引のトラブルの解決手法について、国際的な議論の動向（国連国際諸取引法委員会（UNCITRAL）の作業部会の動向等）も踏まえ、検討を行う。 〔参考指標〕 国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の作業部会を含む国際的な議論に対する対応状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・国境を越えた電子商取引の法的問題について調査し、その結果を報告書として平成 22 年 9 月に公表した。 ・韓国、台湾、ベトナムとの間でそれぞれ電子商取引に関する会議を開催し、法整備の状況等に関する情報交換を行った。また、平成 22 年 12 月に開始された国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の越境オンライン紛争解決に関する作業部会に専門家を派遣し、積極的に関与した。 ・平成 22 年 9 月から「越境取引における消費者トラブルの解決に向けた国際的取組に関する調査」を実施し、海外における相談体制野の状況把握を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・韓国、台湾、ベトナムとの間でそれぞれ電子商取引に関する会議を開催し、越境トラブルの解決のあり方についても意見交換を行った。また、平成 22 年 12 月に開始された国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の越境オンライン紛争解決に関する作業部会に専門家を派遣し、越境トラブルの解決のあり方についての議論に積極的に関与した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 20・21 年度に東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）において、我が国の積極的な関与のもと、越境電子商取引のトラブル解決のあり方についての検討が行われており、この検討の成果を二国間会議、UNCITRAL の作業部会や「インターネット消費者取引研究会」での議論においても適宜参考にしつつ、更なる検討を行った。 3. 上記以外の評価 —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、二国間会議、UNCITRAL の作業部会場も活用し、越境電子商取引のトラブル解決のあり方について、検討を行う。特に、越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けて、各国消費者相談窓口間のネットワークを構築するための取組みを実施する。

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 171 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	消費者庁、経済産業省
実施時期	変更なし